

記者発表資料（資料配布）				
月/日	担当課	TEL	発表者名	その他の配布先
8/9 (水)	環境部 自然鳥獣共生課	内線 3326 TEL078-362-3389	自然鳥獣共生課長 森田 直子 (副課長兼自然環境保全班長) 藤田 裕一郎	—

<同時発表>

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室（03-5521-8344）

環境省近畿地方環境事務所野生生物課（06-6881-6505）

神戸市環境局自然環境課（078-595-6216）

神戸市ポートアイランドにおけるヒアリの確認について

1. 令和5年8月7日(月)に神戸市ポートアイランドのコンテナヤードで確認されたアリについて、環境省が依頼した専門機関による同定の結果、要緊急対処特定外来生物のヒアリ (*Solenopsis invicta*) であることが確認されましたので、お知らせします。
2. 本件は、環境省が毎年実施している定期的な全国港湾調査において、ヒアリの働きアリ 5,000 個体以上が当該地に存在すると推計されたものです。
3. 平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和5年8月9日(水)現在で、今回事例を含め18都道府県、計106事例です(今年度14事例目)。
4. なお、ヒアリが確認された場所は、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害はありません。

※特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な影響を与えるおそれがあるものについては、「要緊急対処特定外来生物」に指定されています。当該生物の防除は国が行うこととされ、早期発見・拡散防止のための、物品、土地、施設等の検査、移動制限・禁止、消毒廃棄などの制度が設けられています。

<詳細は次ページ以降>

■ 経緯

8/7(月) 環境省が実施する全国港湾調査の神戸市ポートアイランドでの調査において、ヒアリと疑わしいアリが舗装の継ぎ目から出入りしていることを調査事業者が確認。環境省・兵庫県・神戸市・港湾事業者で緊急調査を実施。環境省が確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置の上、専門機関に同定を依頼。

8/8(火) 環境省から依頼を受けた専門機関が、当該アリについてヒアリであることを確認。環境省・神戸市・専門家・港湾事業者で現地調査を実施。専門家がヒアリの個体数を5,000個体以上と推計。新たにベイト剤を設置。

■ 今回確認されたヒアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリ5,000個体以上と推計されています。

■ 対応状況

- 引き続き環境省が行う発見場所における目視やトラップによる調査及び防除など、定着防止に向けた取組に神戸市とともに協力します。
なお、「ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針を定める件(令和5年国土交通省・環境省告示第1号)」を踏まえ、近畿地方環境事務所から関係機関に対して、以下が依頼されています。
 - ・ 今回ヒアリの確認があったことから、当該コンテナヤード及びその周辺の点検等を適宜実施すること。
 - ・ ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリをコンテナや積荷で確認した場合は、密閉等により逸出を防ぎ、速やかに環境省に連絡すること。
 - ・ ヒアリ類の疑いがある場合には、外来生物法に基づき、環境省からコンテナや積荷等の移動制限又は移動禁止の命令が出される場合があること及びヒアリ類と同定後には当該コンテナや積荷等の消毒又は廃棄の命令が出される場合があることに留意すること。
 - ・ 今後、環境省等が実施する調査に協力すること。
- 県が管理する港湾についても、改めて警戒を呼びかけます。

■ 今回確認されたヒアリ



■ 今回ヒアリが発見された場所



■ 疑わしいアリの発見時の対応について

疑わしいアリを発見された方は、以下に留意するようお願いします。

<事業者の皆様へのお願い>

- コンテナ等の開封時等にヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナ等の中の箇所などの程度の生きたアリがいるか等の状況を確認してください。
 - ① アリが少数しかおらず、密閉されたコンテナや積荷内等で逃げ出すおそれのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。
 - ② 多数の生きたアリの集団がいる(と予想される)場合は、コンテナ等の扉を閉めて、逃げ出さないよう静置してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。コンテナ等の外で確認された場合についても同様に連絡をお願いします。可能であれば、強粘着の布ガムテープ等でコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないように対応してください。

詳細については、令和5年6月に施行された「ヒアリ類に係る対処指針」及び「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.0」のpp. 20～27を参照してください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.4.0.pdf

また、「ヒアリ類に係る対処指針」において対象事業者が視聴することになっている研修動画等については、以下のURLから御確認ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=KJt5sGZzyVQ>



<一般の皆様へのお願い>

- ヒアリの詳しい特徴や注意事項、見つけたときや刺されてしまった場合の対処方法などについては下記を参照してください。
「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>
- ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合や、ヒアリの特徴等の一般的な問合せ、健康被害の問合せ等については、「ヒアリ相談ダイヤル」を御利用ください。
 - ・ 受付日：土日祝を含む毎日(12/29～1/3は除く)
 - ・ 受付日時：午前9時から午後5時
 - ・ ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110(IP電話の場合 06-7634-7300)

チャットボット(自動会話プログラム)による情報提供や相談受付等も行っています。以下のURLから、24時間、365日御利用いただけます。

「アリーのヒアリ相談チャットボット」

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html

